

○平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に  
関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が  
定める規格を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第  
五十九号）第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づき、同規則第九条及び第十一条第一項第一号の農  
林水産大臣が定める規格を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年八月七日

農林水産大臣 中川 昭一

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）  
第九条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

特定対象農産物の種類	規格

<p>麦</p>	<p>一等のA区分、一等のB区分、一等のC区分及び一等のD区分並びに二等のA区分、二等のB区分、二等のC区分及び二等のD区分</p>
<p>大豆</p>	<p>普通大豆の一等、普通大豆の二等、普通大豆の三等及び特定加工用大豆の合格</p>
<p>てん菜</p>	<p>糖度が十三・五度以上のものについて適用される〇・一度ごとの区分</p>
<p>でん粉の製造の用に供するばれいしよ</p>	<p>でん粉の含有率〇・一パーセントごとの区分</p>
<p>備考</p>	<p>一 この表において「一等」、「二等」、「三等」及び「合格」とは、それぞれ農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号。以下「規格規程」という。）において麦及び大豆に係る品位の等級として定められているものをいう。</p> <p>二 この表において「A区分」とは、別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの別表の用途の欄に掲げる用途（対象農業者（農業の担い手に</p>

---

対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項に規定する対象農業者をいう。）がその生産した麦につき需要者が当該用途と異なる用途に最も多く使用することを証明した場合には、当該異なる用途。三及び四において同じ。）に対応する別表第五から別表第十までの三以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、すべての評価項目について許容値を満たすもの（異なる銘柄が混合している麦（以下「銘柄混合麦」という。）を除く。）をいう。

三 この表において「B区分」とは、別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの別表の用途の欄に掲げる用途に対応する別表第五から別表第十までの二の評価項目について基準値を満たし、かつ、すべての評価項目について許容値を満たすもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

四 この表において「C区分」とは、次のいずれかに該当するもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

イ 別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの別表の用途の欄に掲げる用途に対応する別表第五から別表第十までの一の評価項目につい

て基準値を満たし、かつ、すべての評価項目について許容値を満たすもの

ロ 別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの別表の用途の欄に掲げる用途に対応する別表第五から別表第十までの二以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、いずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

五 この表において「D区分」とは、A区分、B区分及びC区分のいずれにも該当しないものをいう。

六 この表において「普通大豆」とは、規格規程で定める普通大豆をいう。

七 この表において「特定加工用大豆」とは、規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

二 規則第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格は、規格規程において玄米に係る品位の等級として定められている三等以上の等級又は当該等級に相当すると認められるものとする。

別表第一 小麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道	きたほなみ(※)	日本麺の製造用

青森県												
もち姫	ネバリゴシ (※)	ナンブコムギ	キタカミコムギ	タクネコムギ	ゆめちから	春よ恋	ハルユタカ	はるきらり	キタノカオリ	ホロシリコムギ	ホクシン (※)	きたもえ
日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	醸造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用

秋田県	宮城県				岩手県							
	ナンブコムギ	ゆきちから	ナンブコムギ	シラネコムギ	あおばの恋(※)	ゆきちから	もち姫	ナンブコムギ	ネバリゴシ(※)		ゆきちから	
日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用

茨城県				福島県				山形県				
ゆめかおり	農林六一号	さとのそら	きぬの波(※)	ゆきちから	アオバコムギ	きぬあずま(※)	アブクマワセ	ゆきちから	ネバリゴシ(※)	ナンブコムギ	ハルイブキ	ネバリゴシ(※)
パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用

埼玉県	群馬県						栃木県						
	あやひかり (※)	ダブル八号	農林六一号	つるぴかり (※)	さとのそら	きぬの波 (※)	ゆめかおり		タマイズミ	農林六一号	さとのそら	イワイノダイチ (※)	ユメシホウ
日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	醸造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用



長野県						山梨県			福井県			
ゆめかおり	ユメアサヒ	ハナマンテン	ユメセイキ(※)	シラネコムギ	しゅんよう	農林六一号	シラネコムギ	きぬの波(※)	ナンブコムギ	ゆきちから	農林六一号	ナンブコムギ
パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用

岐阜県																	
イワイノダイチ (※)			日本麵の製造用			農林六一号			日本麵の製造用			タマイズミ			パン又は中華麵の製造用		
静岡県																	
イワイノダイチ (※)			日本麵の製造用			農林六一号			日本麵の製造用			イワイノダイチ (※)			日本麵の製造用		
愛知県																	
イワイノダイチ (※)			日本麵の製造用			きぬあかり (※)			日本麵の製造用			農林六一号			日本麵の製造用		
三重県																	
あやひかり (※)			日本麵の製造用			さとのそら			日本麵の製造用			農林六一号			日本麵の製造用		
タマイズミ			パン又は中華麵の製造用			ニシノカオリ			パン又は中華麵の製造用								

奈良県	兵庫県	京都府	滋賀県	シロガネコムギ	日本麵の製造用
				農林六一号	日本麵の製造用
				ふくさやか	日本麵の製造用
				ニシノカオリ	パン又は中華麵の製造用
				ミナミノカオリ	パン又は中華麵の製造用
				農林六一号	日本麵の製造用
				ニシノカオリ	パン又は中華麵の製造用
				シロガネコムギ	日本麵の製造用
				ふくほのか(※)	日本麵の製造用
				ミナミノカオリ	パン又は中華麵の製造用
ゆめちから	醸造用				
きぬいろは(※)	日本麵の製造用				
キヌヒメ	日本麵の製造用				

香川県	徳島県		山口県		広島県	岡山県	島根県		さぬきの夢二〇〇九 (※)	さぬきの夢二〇〇〇 (※)	チクゴイズミ (※)	ニシノカオリ	ふくさやか	農林六一号	ミナミノカオリ	ふくさやか	キヌヒメ	ふくほのか (※)	シラサギコムギ	農林六一号	ふくはるか (※)
									日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用

愛媛県			福岡県			佐賀県						
チクゴイズミ(※)	ニシノカオリ	ミナミノカオリ	シロガネコムギ	チクゴイズミ(※)	ニシホナミ(※)	農林六一号	ちくしW二号	ミナミノカオリ	シロガネコムギ	チクゴイズミ(※)	ニシノカオリ	ミナミノカオリ
日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用

鹿児島県	大分県				熊本県				長崎県			
	ミナミノカオリ	ニシノカオリ	ミナミノカオリ	農林六一号	チクゴイズミ(※)	ミナミノカオリ	ニシノカオリ	チクゴイズミ(※)	シロガネコムギ	ミナミノカオリ	チクゴイズミ(※)	シロガネコムギ
パン又は中華麵の製造用	醸造用	醸造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用

備考

一 岩手県において生産されたコユキコムギのうち、西磐井郡平泉町で生産されたものについてはパン又は中華麵の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては日本麵の製造用に対応する別表第五を適用する。

二 栃木県において生産されたタマイズミのうち、小山市、下野市及び下都賀郡野木町で生産されたものについてはパン又は中華麵の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

三 大分県において生産されたミナミノカオリのうち、中津市及び豊後高田市で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用し、その他の市町村で生産されたものについてはパン又は中華麵の製造用に対応する別表第六を適用する。

別表第二 二条大表

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道	りょうふう	麦茶の製造用以外のもの

京都府	滋賀県	静岡県	埼玉県	群馬県				栃木県	茨城県					
				アサカゴールド	ほうしゅん	ミカモゴールドン	みょうぎ二条			ミカモゴールドン	サチホゴールドン	きぬか二条	あまぎ二条	ミカモゴールドン
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用

福岡県	はるしづく	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノチカラ	麦茶の製造用以外のもの
	しゅんれい	麦茶の製造用以外のもの
高知県	ニシノチカラ	麦茶の製造用
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
徳島県	アサカゴールド	麦茶の製造用以外のもの
	ミハルゴールド	麦茶の製造用以外のもの
	スカイゴールド	麦茶の製造用以外のもの
岡山県	おうみゆたか	麦茶の製造用以外のもの
	アサカゴールド	麦茶の製造用
島根県	しゅんれい	麦茶の製造用
	アサカゴールド	麦茶の製造用
鳥取県	アサカゴールド	麦茶の製造用



別表第三 六条大麦

宮城県		岩手県		生産地の属する都道府県		銘柄		用途	
ミノリムギ	シュンライ	ファイバースノウ	シュンライ	宮城県	岩手県	ニシノホシ	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの
						キリニジョウ		麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの
						ニシノホシ		麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの
						サチホゴールド		麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの
						アサカゴールド		麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの
						はるしづく		麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの

群馬県	シユンライ	さやかぜ	麦茶の製造用	秋田県	シユンライ	麦茶の製造用以外のもの	山形県	シユンライ	麦茶の製造用	福島県	シユンライ	麦茶の製造用以外のもの	茨城県	シルキースノウ	麦茶の製造用以外のもの	ベんけいむぎ	麦茶の製造用以外のもの	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの	マサカドムギ	麦茶の製造用	カシマムギ	麦茶の製造用	カシマゴール	麦茶の製造用	シルキースノウ	麦茶の製造用以外のもの	シユンライ	麦茶の製造用以外のもの	シユンライ	麦茶の製造用以外のもの

長野県	山梨県	福井県		石川県	富山県	新潟県		神奈川県	千葉県	埼玉県	
シユンライ	ファイバースノウ	ファイバースノウ		ファイバースノウ	ファイバースノウ	ミノリムギ		カシマムギ	カシマムギ	すずかぜ	セツゲンモチ
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの		麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用

広島県	鳥取県	兵庫県	京都府		滋賀県	三重県		愛知県	静岡県		岐阜県	
さやかぜ	シュンライ	シュンライ	ミノリムギ	ミノリムギ	ファイバースノウ	ファイバースノウ	さやかぜ	カシマムギ	シュンライ	ミノリムギ	ファイバースノウ	ファイバースノウ
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの

	すずかぜ	麦茶の製造用
大分県	シュンライ	麦茶の製造用

備考

石川県において生産されたファイバースノウのうち、金沢市、かほく市及び河北郡で生産されたものについては麦茶の製造用に対応する別表第十を適用し、その他の市町村で生産されたものについては麦茶の製造用以外のものに対応する別表第九を適用する。

別表第四 はだか麦

生産地の属する都道府県	銘柄		用途
茨城県	キラリモチ		麦茶の製造用以外のもの
埼玉県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの
	ユメサキボシ	麦茶の製造用以外のもの	
滋賀県	イチバンボシ		麦茶の製造用以外のもの
兵庫県	イチバンボシ		麦茶の製造用以外のもの

長崎県		佐賀県	福岡県		愛媛県	香川県	徳島県		山口県	岡山県	島根県
イチバンボシ	ユメサキボシ	イチバンボシ	イチバンボシ	マンネンボシ	ヒノデハダカ	イチバンボシ	イチバンボシ	トヨノカゼ	イチバンボシ	イチバンボシ	イチバンボシ
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの



別表第一において※印を付した小麦については、評価項目中たんぱく質の許容値について「八・〇パーセント以上十三・〇パーセント以下」とする。

別表第六 小麦（パン又は中華麵の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく質	十一・五パーセント以上十四・〇パーセント以下	十・〇パーセント以上十五・五パーセント以下
灰分	一・七五パーセント以下	一・八〇パーセント以下
容積重	一リットル当たり八百三十三グラム以上	—
フォーリングナンバー	三百以上	二百以上

別表第七 小麦（醸造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく質	十一・五パーセント以上十二・〇パーセント未満	十・〇パーセント以上
I		

備考

評価項目中たんぱく質については、Ⅰの基準値を満たす場合には一の評価項目について、Ⅱの基準値を満たす場合には二の評価項目について、Ⅲの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

別表第八 二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

容積重	Ⅱ	十二・〇パーセント以上十三・五パーセント
	Ⅲ	十三・五パーセント以上
容積重	一リットル当たり七百六十グラム以上	
	—	

評価項目	基準値	許容値
容積重	一リットル当たり七百九グラム以上	—
細麦	三・〇パーセント以下	—
白度	四十以上	三十七以上

正常粒

八十パーセント以上

七十パーセント以上

別表第九 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容積重	六条大麦 一リットル当たり六百九十グラム以上 はだか麦 一リットル当たり八百四十グラム以上	—
細麦	二・〇パーセント以下	—
白度	四十三以上	四十以上
硝子率	六条大麦 四十パーセント以下 はだか麦 五十パーセント以下	六条大麦 五十パーセント以下 はだか麦 六十パーセント以下

別表第十 二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

細表	評価項目			許容値
	III	II	I	
たんぱく質	七・五パーセント以上九・〇パーセン ト未満	九・〇パーセント以上十・五パーセン ト未満	十・五パーセント以上	六・五パーセント以上
二・〇パーセント以下				

備考

評価項目中たんぱく質については、Iの基準値を満たす場合には一の評価項目について、IIの基準値を満たす場合には二の評価項目について、IIIの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

定義

(一) 小麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。

イ 灰分

電気炉で灰化する方法により測定したものをいう。

ウ 容積重

ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。

エ フォーリングナンバー

落球粘度計により測定したものをいう。

(二) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・八三を用いたものをいう。

イ 容積重

(一) のウに同じ。

#### ウ 細麦

二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては二・五ミリメートル、二条大麦（麦茶の製造用）及び六条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては二・二ミリメートル、六条大麦（麦茶の製造用）及びはだか麦にあつては二・〇ミリメートルの縦目ふるいをもつて分け、そのふるいを通過する二条大麦、六条大麦又ははだか麦の粒をいう。

#### エ 白度

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第二条第一項に規定する農産物検査の時から一月を経過したサンプルについて、とう精機により、二条大麦及び六条大麦にあつては五十五パーセント、はだか麦にあつては六十パーセントまでとう精したものを、白度計により測定したものをいう。

#### オ 正常粒

とう精機により六十五パーセントまでとう精したものを一・八ミリメートルの縦目ふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る二条大麦の粒をいう。

## カ 硝子率

グロベツケル穀粒切断器又はハインズドルフ穀粒切断器により穀粒を切断して切断面を観察する方法により測定したものをいう。

(一部改正 平成十九年三月二十八日農林水産省告示第三百六十三号)

(一部改正 平成二十年四月十日農林水産省告示第五百五十七号)

(一部改正 平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号)

(一部改正 平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号)

(一部改正 平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号)

(一部改正 平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号)

附 則 (平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号)

この告示は、平成二十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第一項二号又は第四条第一項の交付金(以下単に「交付金」という)。

）から適用するものとし、平成二十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号）

この告示は、平成二十二年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十一年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十三年産の麦及び大豆に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の麦及び大豆に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十四年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三

条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十三年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。